

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年7月2日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和元年7月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス新栄店・オートバックス新栄店
鹿児島市新栄町185番505 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成31年2月5日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するよう努めること。
 - イ 工事中において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
 - (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。
 - イ 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止対策に努めること。
 - ウ 駐輪場については、防護柵、車止め等を設置するなど、利用者の安全性の確保を図ること。
 - エ 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。
 - (3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について
 - ア 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設（圧縮機）を有する事業所であることから、設置工事の30日前までに届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、設置の際には付近の状況に配慮し、適切な設置場所を選定すること。
 - イ 自動車の駐車の用に供する面積が500㎡以上であるので、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。
 - ウ 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法に基づき届出を行うこと。
 - エ 排水について、下水処理区域内に位置することから、公共下水道に接続を行うこと。
 - オ 配送車及び廃棄物収集車等の通行は経路、時間帯を考慮し、騒音、振動等で周辺事業所、住民に迷惑をかけないこと。

カ 店舗周辺住民等から騒音，振動などに関する苦情の申し立てがあったときは，誠意をもって対処すること。

キ 廃棄物については，排出抑制とリサイクルに努めること。処分するときは廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づき適正に処理すること。また，同法令に基づく報告や，鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則に基づく計画書の提出も適切に行うこと。

(4) 都市計画について

ア 当該地は，都市計画において以下の2つの区域に指定されている。

(ケ) 「市街化区域」，「工業地域」，「特別用途地区（第三種特定建築物制限地区）」，
かごしまコンパクトなまちづくりプランにおける「居住誘導区域外」，「都市機能誘導区域外」

(イ) 「市街化区域」，「工業地域」，「特別用途地区（第二種特定建築物制限地区）」，
かごしまコンパクトなまちづくりプランにおける「居住誘導区域外」，「都市機能誘導区域外」

建築物の建築に際しては，関係法令を遵守すること。

イ 当該地において，物販店舗（150㎡以上）の建築等を行う場合は，都市再生特別措置法に基づき，行為に着手する30日前までに届出が必要であることから，届出前に事前相談を行うこと。

(5) 景観について

ア 本市景観条例に定める一定規模を超える建築物の建築等の行為を行う場合は，届出対象行為となることから都市景観課と事前に協議を行うこと。

イ 屋外広告物を掲出する場合には，本市屋外広告物条例を遵守し，許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。

(6) 建物について

建築基準法及び関係規定を遵守すること。

(7) その他

ア 届出のあった土地は，標高5メートル未満の低地であることを十分考慮した上で，所有し，占有し，又は管理する土地，建物，工作物その他資機材等について，地域住民等の安全に十分配慮し，適正に管理するとともに，工事中においても防災対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

イ 所有し，占有し，又は管理する土地，建物，工作物その他資機材等について，地域住民等の安全に十分配慮し，適正に管理するとともに，安全確保のために必要な措置を講ずること。また，従業員に，安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。